

## 学校感染症と出席停止期間

H24.4 月改正

学校保健安全法施行規則により、下記の感染症にかかった場合は、出席停止の扱いになります。  
(H24.4 月改正部分に下線を引いています。)

|     | 感染症の種類  | 出席停止期間の基準  |
|-----|---|--|
| 第一種 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・エボラ出血熱</li> <li>・クリミヤ・コンゴ出血熱</li> <li>・痘そう</li> <li>・南米出血熱</li> <li>・ペスト</li> <li>・マールブルグ病</li> <li>・ラッサ熱</li> <li>・急性灰白髄炎（ポリオ）</li> <li>・ジフテリア</li> <li>・重症急性呼吸器症候群（SARS コロナウイルスに限る）</li> <li>・鳥インフルエンザ（H5N1）</li> </ul> | <p>治癒するまで</p>  |
| 第二種 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・インフルエンザ（鳥インフルエンザ（H5N1）を除く）</li> <li>・百日咳</li> <li>・麻疹（はしか）</li> <li>・流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）</li> <li>・風疹（三日はしか）</li> <li>・水痘（水ぼうそう）</li> <li>・咽頭結膜熱（プール熱）</li> <li>・結核、髄膜炎菌性髄膜炎</li> </ul>                                       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・発症後 <u>5 日</u> を経過し、かつ解熱後 <u>2 日</u>（幼児は 3 日）を経過するまで</li> <li>・特有の咳が消失するまで又は <u>5 日間</u> の適正な抗生物質製剤による治療が終了するまで</li> <li>・解熱後 <u>3 日</u> を経過するまで</li> <li>・<u>耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後 5 日</u> を経過し、かつ全身状態が良好になるまで</li> <li>・発疹が消失するまで</li> <li>・すべての発疹が痂皮化するまで</li> <li>・主要症状が消退した後 <u>2 日</u> を経過するまで</li> <li>・症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで</li> </ul> <p>【注意】<br/>ただし、結核、<u>髄膜炎菌性髄膜炎</u>を除く第 2 種の感染症については、病状により医師において感染のおそれがないと認めたときは、この限りではありません。</p> |
| 第三種 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・コレラ</li> <li>・細菌性赤痢</li> <li>・腸管出血性大腸菌感染症</li> <li>・腸チフス</li> <li>・パラチフス</li> <li>・流行性結膜炎</li> <li>・急性出血性結膜炎</li> </ul>   | <p>症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで</p>   |

\* 群馬県は、その他の感染症（感染性胃腸炎・マイコプラズマ肺炎・溶連菌感染症など）は、出席停止感染症に指定していません。（出席停止扱いにはならない。）